

小監第60号
令和7年12月2日

請求人 XXXXXXXXXX 様

小松島市監査委員 井 関 佳穂理
同 米 崎 賢 治

令和7年10月7日付けで提出された地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項の規定に基づく住民監査請求（以下「本件請求」という。）については、次の理由により、同条に定める要件を欠き不適法であり、これを却下することとしたので、その旨通知します。

1 本件請求の要旨

請求人から提出された住民監査請求書（以下「請求書」という。）による請求の要旨は、次のとおりと認められる。

市は、令和7年10月2日に開かれた小松島市議会臨時会議における議決（以下「10月議決」という。）により、新小学校建設工事（以下「本件工事」という。）にかかる請負契約の変更を行った。また、あわせて、本件工事の工事費の年度割を見直すための令和7年度一般会計補正予算についても、議会の議決を受けた。その結果、市の財政負担は増加した。市の「公金の支出行為」は不当である。その理由は、同月3日付け徳島新聞の記事（事実証明書として請求書に添付。以下「10月3日付け記事」という。）に記載のとおりである。

以上により、当該行為に関与した市長その他の職員は、相応の責任を取るべきである。

また、同月31日付けで提出された住民監査請求補正書（以下「補正書」という。）により追加又は補正された請求の要旨は、次のとおりと認められる。

- (1) 請求書の記載にある「公金の支出行為」とは、具体的には、令和7年9月19日付け徳島新聞記事に記載された本件工事における基礎杭の長さの変更に伴う費用として3,880万円を追加した行為である。当該行為を不当

又は違法と思料する理由は、同記事（事実証明書として補正書に添付。以下「9月19日付け記事」という。）に記載のとおりである。

- (2) 住民監査請求に伴う監査の結果、監査委員から行われる措置勧告については、議会もその対象となりうるどころ、本件工事にかかる市議会における討議についても、本件における監査の対象とするよう求める。

2 監査委員の判断

(1) 住民監査請求制度の趣旨及び住民監査請求の要件

法第242条において規定される住民監査請求制度は、普通地方公共団体の執行機関又は職員に違法若しくは不当な財務会計上の行為又はいわゆる怠る事実があると認めるときに、当該普通地方公共団体が被った財産上の損害を補填し、又は損害を被ることを防止するため、当該普通地方公共団体の住民が監査委員に対し監査を求めることができることとし、もって地方財務行政の適正な運営を確保することを目的とした制度である。

そして、住民監査請求においては、対象とする財務会計上の行為又は怠る事実（以下「財務会計行為」という。）を他の事項から区別し特定して認識することができるように個別的、具体的に摘示することが必要であるとされており、また、当該財務会計行為が違法又は不当であるとする理由を具体的に摘示することが必要であるとされている。

さらに、同条第1項は、監査請求は、違法又は不当な財務会計行為があることを証する書面を添えてすべきものと規定する。

これらの要件を欠く住民監査請求は、市の財務会計行為の違法性又は不当性について具体的かつ客観的に摘示しているものとは認められず、同条に定める住民監査請求として不適法であると解すべきである。

(2) 本件請求の適法性

そこで、本件請求について見ると、請求人はまず請求書において、10月議決を経て本契約締結に至った本件工事にかかる変更請負契約（以下「本件変更契約」という。）を請求対象の財務会計行為の一つとし、これを不当と思料する理由については、10月3日付け記事に記載のとおりとしている。

しかるに、10月3日付け記事には、本件変更契約について、「今回は積算根拠が納得できる」とする市議会議員の討論があったという事実のほかは、市議会が、市による「度重なる議案変更や積算内容の変遷」等を理由として、市に対し議案の十分な精査等を求める附帯決議を行った旨が記載されているところ、これらはあくまで本件変更契約にかかる議案が提出されるまでの間の、市による議案調製や市議会への説明等、財務会計行為には当たらない市の行為に関するものであり、本件変更契約そのものの不当性を指摘したものではない。

また、請求人は、補正書においてあらためて請求対象を「令和7年8月に締結した工事請負契約額に杭延長にかかる費用3880万円を追加し、57億7084万に変更した」と明示し、事実証明書として9月19日付け記事を添付、不当と思料する理由についても同記事に記載のとおりと主張している。

そこで、9月19日付け記事を見ると、9月18日の市議会本会議において、地盤に打ち込む基礎杭の長さの変更に伴う増額分を市が負担することについて「事前の地盤調査は事業者の責任であり、事業者が負担するべきだ」などとして、市議会が市から同日提出された新小学校建設工事にかかる請負契約変更議案等を否決した旨が記載されていることが確認された。つまり、請求人が補正書においてあらためて明示した、市が新たに3,880万円を負担する変更契約は、法第96条第1項第5号等に定める議会の議決事件であるところ、市議会の議決を得られなかったことで、本契約締結には至らず、したがって市に新たな債務は発生していないのである。

仮に、かかる補正書の趣旨は、請求人が不当と思料する理由を、9月19日付け記事に記載の市議会の否決理由等を引用するかたちで追加することにより、請求対象の行為はやはり請求書のとおり本件変更契約であるとみなして検討したとしても、同記事に記載されている理由はあくまで9月18日に議会で否決された変更契約議案に関するものである。9月19日付け記事の内容は、本件変更契約の不当性を主張する理由にはならず、法第242条第1項に定める事実証明書としても認められない。

さらに、本件工事にかかる市議会における討議は、市の財務会計行為に当たらず、住民監査請求に基づく監査の対象とはならないものである。

(3) 結論

以上により、本件請求は、法第242条に定める住民監査請求の要件を満たさない不適法なものと判断するのが相当である。

以上

なお、請求人は、法第242条の2の規定により、この通知があった日から30日以内であれば住民訴訟を提起することができる。